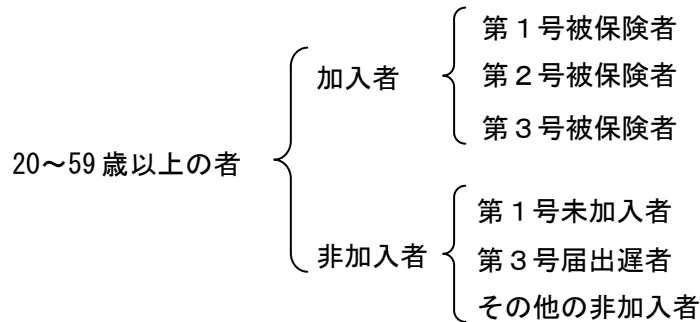


# 用語の解説

## 1. 公的年金加入状況（20～59歳の者の状況）

我が国では、20～59歳の者は皆、公的年金制度に加入することになっている（国民皆年金）が、この公的年金制度への加入状況について、以下のように区分している。



### ・加入者

公的年金制度に加入している者であり、以下のように分類している。

#### ① 第1号被保険者

公的年金制度の加入者で、下記の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者。自営業者（開業医・弁護士なども含む）や農業・漁業に従事する者及びその家族、パート・アルバイト・内職を行っている者、学生、無職の者等が該当する。加入義務はないが希望して国民年金に加入している任意加入被保険者も含む。

#### ② 第2号被保険者

民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険の被保険者及び公務員等を対象とする共済組合の組合員。

#### ③ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）。

### ・非加入者

日本国内に住所を有する20～59歳の者であるにもかかわらず、公的年金制度に加入していない者であり、以下のように分類している。

#### ① 第1号未加入者

届出を行っておらず、過去一度も公的年金制度に加入したことがない者であり、届出を行えば第1号被保険者になる者。

#### ② 第3号届出遅者

届出を行っておらず、過去一度も公的年金制度に加入したことがない者であり、届出を行えば第3号被保険者になる者。第1号未加入者が第2号被保険者の被扶養配偶者になった場合が該当する。

#### ③ その他の非加入者

以下の場合をまとめて「その他の非加入者」として計上している。

なお、統計表編では、一部の表を除き、第3号届出遅者を含めて「その他の非加入者」としている。

＜公的年金制度の加入者であったが、一時的に非加入の状態にある者＞

加入する公的年金制度の変更等のため、調査時点において一時的に第1号から第3号までのいずれの被保険者種別にも属さない者（経過的未届者）である。転職者や短期的な失業者及びその被扶養配偶者が届出を怠っている場合、届出中の者等が該当する。

この者は、届出を行い被保険者となった後には、未届期間も被保険者期間として遡及されることとなる。

＜公的年金制度の加入者であったが、すでに裁定され加入者でなくなった者＞

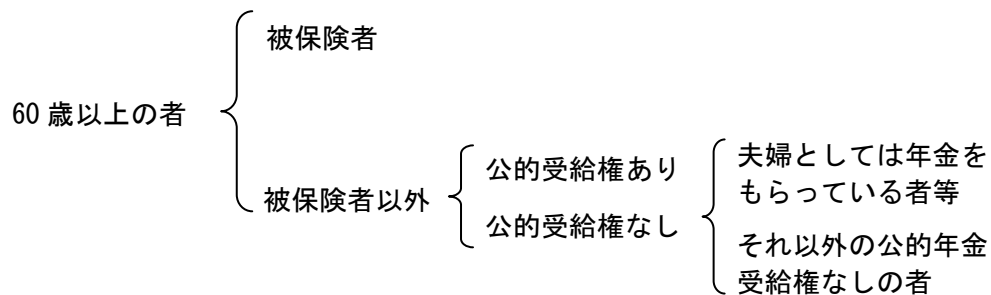
被用者年金保険の老齢（退職）年金受給権者。

＜その他＞

調査票の記入誤り、記入漏れ・不備等のため、行政記録上確認できなかった者、区分が判明しなかった者等、上記のいずれにも当てはまらない者。調査時点において居住地で住民票登録がされておらず行政的に捕捉することが困難な者等が該当する。

## 2. 公的年金加入状況（60歳以上の者の状況）

60歳以上の者について、以下のように区分している。



・被保険者

公的年金制度の被保険者（加入者）。国民年金の任意加入被保険者、厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員。被用者年金保険の老齢（退職）給付の受給権を有する在職者も含む。

・公的年金受給権あり

公的年金（恩給を含む。）の裁定を受けており、受給権を有する者。老齢（退職）給付に限らず、障害及び遺族給付の受給権者も含む。

・公的年金受給権なし

公的年金（恩給を含む。）の裁定を受けておらず、受給権を有しない者。65歳未満の者で受給資格期間を満たしているが65歳の年齢到達を待っている者、65歳以上の者で受給要件を満たしているが支給開始年齢の繰下げをするために年金裁定を受けていない者も含む。

・夫婦としては年金をもらっている者等

配偶者が同一世帯に同居しており、その配偶者が公的年金（恩給を含む。）の受給権を有するか、または被保険者である者。

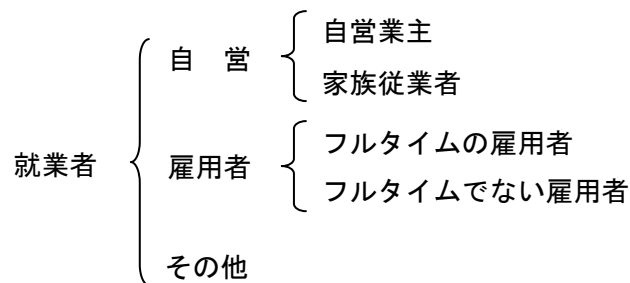
この者は、本人に公的年金受給権はないが、配偶者が公的年金を受けることになり、夫婦として（世帯として）は公的年金受給権を持つことになる者である。

・それ以外の公的年金受給権なしの者

上記以外の公的年金受給権なしの者。配偶者がいない者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者も含む。

### 3. 就業形態

就業者について、以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。



・自 営

個人経営の商店主、工場主、農業主等の事業主や開業医、弁護士、著述家、行商従事者等。なお、農家や個人商店等の家族従業者も含む。

・自営業主

個人経営の事業を営んでいる者

・自営業主

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者

・雇 用 者

期間を定めずに事業所に使用される者（正社員やあらかじめ2か月を超える期間を定めて使用される者等）、又は臨時に使用される者であって、以下のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者。

イ 日々雇い入れられる者で、使用されてから1か月以上経過し、引続き使用されることとなった者。

ロ 2か月以内の期間を定めて使用される者で、その期間を超えて引続き使用されることとなった者。

ハ 季節的業務に使用されている者で、4か月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

ニ 臨時的事業の事業所に使用されている者で、6か月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

・フルタイムの雇用者

雇用者であって、1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者。

- ・フルタイムでない雇用者

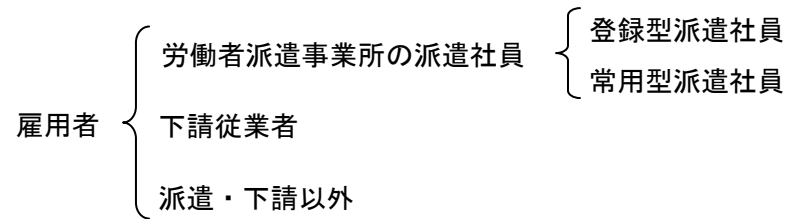
「フルタイムの雇用者」以外の雇用者。

- ・その他

「自営」、「雇用者」以外の就業者（例：学生の家庭教師等のアルバイト、内職等）。

#### 4. 労働契約形態

雇用者の労働契約形態について、以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。



- ・労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。「労働者派遣法」と呼ばれている。）に基づいて派遣元事業所から派遣されている者。派遣元事業主、派遣労働者及び派遣先の間には以下の関係が存在する。

- ① 派遣元事業主と派遣労働者の間に雇用関係
- ② 派遣元事業主と派遣先の間には労働者派遣契約
- ③ 派遣先と派遣労働者の間に指揮命令関係（派遣先が派遣労働者の指揮命令権を持つ）

- ・登録型派遣社員

派遣元が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者を派遣する際に登録されている者の中から期間を定めて雇用し派遣を行う形態の派遣社員をいう。派遣する際に締結された雇用契約は、定められた期間が終了すれば解除される。契約期間中と登録期間中の 2 つの場合があるが、両期間中とも、「登録型」に該当する。

- ・常用型派遣社員

派遣元に常用労働者として雇用されている形態の派遣社員をいう。期間の定めなく派遣元と派遣労働者の間に雇用契約が存在する場合の他に、1 年以上の雇用契約によって派遣労働者が採用されている場合も含む。

- ・下請従業者

下請として請負先の事業所で働いている者。

#### 5. 都市規模

平成 16 年 11 月 30 日現在の市町村の規模について、平成 17 年 10 月 1 日現在の人口を基に、以下のように区分している。

- ・政令指定都市

東京都特別区及び平成 16 年 11 月 30 日現在の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいた

ま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の13都市)。

・ **人口 20 万以上の市**

上記以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市。

・ **人口 10～20 万の市**

上記以外の人口 10 万以上 20 万未満の市。

・ **人口 10 万未満の市**

人口 10 万未満の市。

・ **町村**

町及び村。